記者発表資料

【防災情報】 福島河川国道事務所 地震災害情報 第20報

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 平成23年3月29日 19時40分発表

## 一般国道 4 号 大仏橋 (おさらぎばし) (下り) 車線規制の実施

福島河川国道事務所では、平成23年3月11日(金)14時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震により、災害対策支部(非常体制)を設置しております。

大仏橋では、足場を設置して詳細点検を実施した結果、道路を支える鋼材に亀裂が確認されたため、3月28日(月)23時30分より、下記のとおり左折レーン1車線を規制しております。

本日、専門家による現地調査を行なった結果、今後の余震による亀裂の進行が危惧されることから、3月29日20時より下り線の2車線を規制し、1車線のみ通行可能です。

通行中の皆さまには大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1. 2 車線規制時間: 3月29日 20時 ~ 3月30日 6時まで

2. 2 車線規制区間: 一般国道 4 号 大仏橋(下り線) 左折レーン+中央直進レーン (福島市渡利字舟場~杉妻町 地内)

3. 車線規制対象車両: 全ての車両

4. 規制理由 : 東北地方太平洋沖地震に伴い、足場を設置して詳細点検を実施した結果、道路を支える鋼材に亀裂が確認されたため。

※なお、左折レーンの1車線規制は、橋梁の詳細点検が終了し安全が確認されるまで継続します。

記者発表先 福島県政記者クラブ、 福島市政記者会

問い合わせ先

〇国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

副所長(道路) 向井 秀一 Tel: 024-546-4331 (内線205) 道路管理第二課長 佐々木 章夫 (内線441)